

よかせ

賀正

No.372 2026 1月号

新年のあいさつ	2
令和7年度納税表彰贈呈式	3
医療百話『ペースメーカー治療について』	3
税に関する高校生の作文	4
第144回 税金よもやま話 『譲渡所得について～基本のき～』	5
事業報告	6～7
藤沢県税事務所からのお知らせ	8
第63回「知って得する？」社労士の独り言 『教育訓練休暇給付金の概要』	9
生活習慣病健康診断のご案内	10
おじやましました♪会員訪問 Vol.061 株式会社湘南クロスタニンさん	11



公益社団法人 藤沢法人会

表紙写真:渡辺宏紀氏

新年のごあいさつ

会長 相原 厚志



藤沢税務署長 前田 真宏

明けましておめでとうございます。謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

旧年は役員改選の年でありました。新しい役員の顔ぶれの元、多くの会員皆様の支部活動をはじめ、各委員会活動、部会活動などの様々な活動にご理解とご協力、そして何よりも多くのご参加を頂き、厚く御礼申し上げます。お陰様で、コロナ禍で実行できなかった周年事業も75周年として無事に終えることが出来ました。会員の皆様のご協力とご理解に重ねて御礼申し上げます。

県連の中でも多くの会員を擁し、元気で活発な単会として藤沢法人会は評価をいたしております。様々な活動が盛んに行われています。本誌「しおかぜ」をご覧いただき、ご興味のある活動には是非ご参加いただき、多くのお仲間と更なるご交流が深まりますように、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

「これから来る人のために」とご挨拶申し上げました。そして、「もっと身近に、今あなたが座っているその場所に、次に座る方が気持ちよく座れるように、気遣いをしましょう」と、会員相互の「思いやり」を大切に、もとと会員相互の絆が深められますようにとも申し上げました。実はその後が有ります。「今、出来ることを本気でやろう」と。勿論、後世に繋ぐ事が大事ですし、そのことに注力することも大切と考えています。私たちの大切な財産である会館の存続もとても大切な事柄ですが、残念ながら経年劣化は避けられず、更新の時期が迫っています。耐震化工事で対応する案もありましたが、他の設備の老朽化、設計上の問題等も有、建て替えの方向性を選択することが見えてきています。今後、皆様のお知恵も頂き、より良い方向性を見出せればと考えていますので、ご意見など頂ければ幸いです。

近年、DX化をはじめとして税制、手続き関係が大きく変化しました。書類や申請、提出方法も大きく変わりました。企業経営に関する税制の様々な手続きは勿論、個人的な申請も学ばなければならない事柄が山積みではあります。皆様の相互のご交流、ご活躍を通じて法人会としての学ぶ場のメリットを最大限に活用して頂き、正しい知識を構築し、企業やお仕事の更なる発展を目指しましょう。そして、そのメリットをお知り合いや関係の方々にもお伝えして頂き、仲間を増やして頂ければな幸いです。

結びに、インフルエンザや感染性の胃腸炎など相変わらず流行しているようです。企業を存続、維持するためにも、経営者は勿論、働く全ての人々、加えてご家族の健康管理も企業経営には大変重要な事柄です。受託保険会社様からご紹介される人間ドック、健康診断なども最大限利用していただき、健康で笑顔溢れる毎日を送りましょう。

会員の皆様、会員企業の従業員や関係者の皆様の益々のご健勝、ご発展を心よりご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせて頂きます。



新年あけましておめでとうございます。令和8年の年頭に当たり、謹んでごあいさつ申し上げます。

旧年中は、相原会長をはじめ公益社団法人藤沢法人会の皆様方には、税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会の昨年の活動を振り返りますと、新設・決算等の「各種説明会」、レディースアカデミーなどの「各種セ

ミナー」、舞の海秀平氏による「税を考える週間の協賛講演会」、藤沢市民まつりをはじめとする地域主催のイベントでの「税の広報活動」、管内の小学生を対象とする「税に関する絵はがきコンクール」、更には「租税教室」の講師として教壇に立って活躍していただきましたなど、幅広い活動を通じて税知識の普及や納税意識の高揚に大きく寄与されました。

また、昨年は、昭和25年4月1日の設立から75周年を迎えた節目の年であり、記念式典を盛大に挙行されるとともに、80周年、そして100周年へ向けた新たな一歩を踏み出されました。

本年以降も、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町における公的な役割を担う団体として充実した活動を通じて、税のオピニオナリーダーとして国と社会の繁栄に貢献いただけることを期待申し上げます。

さて、国税庁では「あらゆる税務手続が税務署に行かずでできる社会」という将来像を掲げ、税務行政のデジタル化に取り組んでおります。

一般的な国税に関する相談、国税の納付手続き、申請書や申告書の提出、納税証明書の交付請求などが、税務署に行くことなく各種手続きが完了できる環境整備をしておりますので是非ご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、「給与所得の源泉徴収票のe-Tax提出」や財務諸表や勘定科目内訳明細書等の添付書類をe-Taxで送信する「ALL e-Tax」など、前年に引き続き、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、藤沢法人会が益々ご発展されますこと、会員の皆様にとって令和8年が素晴らしい年になりますことを心より祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

社会貢献活動

令和7年度の社会貢献活動一環として、第1回ごしょみフェスタ、第25回湘南台ファンタジア、第41回寒川町産業まつりに参加し、一般来場者に「税に関するパンフレット」を配布しました。

また、創立75周年記念式典内で二市一町への寄贈を行いましたが、藤沢市に対する寄贈物品が市内の地元産のお米だったこともあり、収穫を待ってからの寄贈となり、藤沢市役所にて「はるみ」「キヌヒカリ」「てんこもり」の3種(5kgを63袋)の贈呈式を行いました。



● 10月25日(土)…
第1回ごしょみフェスタ
(御所見公民館)



● 10月26日(日)…
第25回湘南台ファンタジア
(湘南台公園)



● 11月13日(木)…
社会貢献活動贈呈式
(藤沢市役所)



● 11月16日(日)…
第41回寒川町産業まつり
(さむかわ中央公園)

令和7年度納税表彰

受彰者の皆様おめでとうございます！

藤沢税務署と税務関係団体による令和7年度納税表彰式が、11月13日(木)に藤沢商工会館ミナパークで開催されました。
藤沢法人会関係で表彰された方は次の通りです。【敬称略、五十音順】

○藤沢税務署長表彰○

伊藤和司(理事)組織委員、藤沢北東副支部長・株式会社ユーチューブ
川延克己(理事)総務委員、藤沢西支部長・有丸真運輸

○藤沢税務署長感謝状○

加藤芳郎(理事)広報委員、茅ヶ崎北東副支部長・株式会社藤吉
吉田和己(理事)青年部会アドバイザー、藤沢南支部第二地区幹事・株式会社フォービー
公益社団法人藤沢法人会(税務行政のDXに関する施策に寄与した者)

○神奈川県知事納税功労表彰○

村上 進(理事)税制委員長、藤沢南支部副支部長・大旭建設株式会社
田邊勝利(前副会長)藤沢西支部第二地区幹事・株式会社田辺工務店

○藤沢県税事務所長表彰○

河合幸雄(理事)事業研修委員、茅ヶ崎北東副支部長・有三河屋

○藤沢法人会会長感謝状○

入内嶋早司(理事)税制委員、藤沢北東副支部長・株式会社入内嶋土建
杉田祐一(監事)茅ヶ崎北西支部第六地区長・税理士法人まこと会計
西尾雄一郎(理事)厚生委員、藤沢南副支部長・株式会社西尾建設

富田桂司(元理事)事業研修委員、茅ヶ崎北西支部第四副地区長・茅ヶ崎石材工業株式会社

以上の方の他、弊会理事で他の税務団体役員として受彰された方は次の通りです。

○東京国税局長表彰○ 村上 進 理事(藤沢間税会 会長)

○藤沢税務署長表彰○ 櫻井貴裕 理事(藤沢間税会 常任理事)

○藤沢税務署長感謝状○ 田島義一 理事(藤沢酒類懇話会 副会長)



【上段左より】入内嶋氏、杉田氏、西尾氏、河合氏、吉田氏、

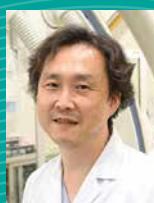
田島氏(藤沢酒類懇話会副会長)

【下段左より】富田氏、加藤氏、村上氏(藤沢間税会会長)、

前田署長、相原会長、田邊氏、伊藤氏、川延氏

医療回話

湘南藤沢徳洲会病院
循環器内科 主任部長 山岸 民治



「ペースメーカー治療について」

心臓は通常、自分で電気信号を出して規則正しく動いています。しかし、その電気信号が弱くなったり途切れたりすると、脈が遅くなり、息切れやめまい、失神などの症状ができます。

そのようなときに役立つのが「ペースメーカー治療」です。小さな機械を胸の皮膚の下に植え込み、心臓の中に細い電線(リード)を通して取り付けます。ペースメーカーがリードを通し、必要に応じて電気信号を送ることで、心臓の鼓動を規則正しく保ちます。

ペースメーカー治療で期待できること

- ・脈が遅くなることによる、めまい・失神・息切れなどの症状を防ぐ
- ・日常生活を安心して送れるようになる
- ・長期的に心臓の動きを安定させる

ペースメーカーは、この数十年で大きく進歩し、今では「小さく、長持ちして、より自然に心臓を助ける」機械になりました。より自然に心臓を助けるためには、心臓のどこにリードを留置するかによって変わります。

3つの主要な方法について

①心尖部ペーリング

従来から多く行われてきた方法。電線を心臓の右下(心尖部)に置きます。手技が安定しており、信頼性の高い方法です。ただし、長期的には心臓の動きに負担をかけることがあります。

②中隔ペーリング

電線を心臓の真ん中(心室中隔)に置く方法。心臓の動きをより自然に近づけ、将来的な負担を減らすことが期待されます。

③左脚エリアペーリング

最近注目されている新しい方法。心臓の伝導路(電気の通り道)に近い場所に電線を置くことで、心臓本来の収縮リズムに近い形で動かすことができます。将来的に心臓の動きを守る可能性が高いと考えられています。

左脚エリアペーリング(LBBAP = Left Bundle Branch Area Pacing)は、最近注目されている新しいペースメーカー治療法です。

ペースメーカーのリードは、主に心臓の右室の壁に取り付けられてきました(心尖部ペーリング、中隔ペーリング)。この方法で脈は整いますが、心臓の動きが本来のリズムと少しずれてしまい、長期的には心臓に負担がかかることがあると分かってきました。

左脚エリアペーリングは、心臓の自然なリズムに近い形で動きを助けられる、新しいペースメーカー治療法です。従来のペーリングで課題とされていた心臓への負担を減らせる可能性があり、今後広がっていくことが期待されています。



第64回

税に関する高校生の作文



カナダの税制と日本の将来

日本大学藤沢高等学校 1年

三澤百花

私の親友はカナダ人と日本人のハーフで、もう一人の友達は高校からカナダで暮らすことになりました。二人とも現地の生活をとても楽しんでいて、授業や町の雰囲気、文化の違いなどを生き生きと話してくれます。その話を聞くたびに、カナダの社会や暮らしに興味を持つようになりました。特にカナダでは税金の負担が比較的少なくとも、公共サービスがしっかり維持されていることに驚きました。

カナダは財政が安定している国の一で、連邦消費税であるGSTは一九八九年に導入され、当初七%でしたが、二〇〇八年には五%まで下げられました。税率が低くとも、医療や教育、インフラなどの公共サービスは十分に維持されており、財政運営の効率性と透明性が高いことが、税負担を軽くできる理由の一つです。

一方、日本の消費税は現在十%で、少子高齢化が進む中、医療や年金などの社会保障費が増加しているため、税率を簡単に下げることは難しい状況です。しかし、カナダの例から学べることもあります。それは税金の高さだけでなく、税金がどのように使われ、どれだけ

効率的に財政が運営されているかが重要だという点です。国民が税金の使い道を理解し、納得して負担できることが、制度への信頼につながると思います。

これから日本が考えるべきことは、単に税率を調整することではなく、財政の透明性や効率性を高めることだと感じます。例えば、教育や医療、福祉に使われる税金の使い道を国民に分かりやすく示し、無駄を減らす取り組みを強化することです。また、所得に応じた公平な負担の仕組みを整えることも大切です。カナダのように財政を健全化しつつ、国民の納得感を高めることが、将来の社会を持続可能にする鍵だと思います。

私の友達がカナダでの生活を楽しんでいる話を聞くと、税金が少なくて社会がしっかり回る仕組みがあることのメリットを実感します。日本も、国民が安心して暮らせる社会をつくるために、効率的で透明性の高い税制度を目指すべきだと思います。税は単なる負担ではなく、私たちの生活を支える重要な仕組みであり、将来の社会を考える上で欠かせないものだと感じます。



税と大阪万博から考える未来

日本大学藤沢高等学校 1年

江頭花菜

税金とは何だろうか。ニュースでは「税金の無駄づかい」や「増税への不満」が取り上げられ、税はなんとなくネガティブな印象をもたれがちだ。

しかしある日「二〇二五年大阪関西万博」の話題が出たとき、私はふと疑問に思った。「なぜこんなにお金をかけて万博をやるのだろう」と。インターネットで調べたところ万博の総事業費は数千億円もかかると分かった。そのうちの一部は国民の税金が使われているという。イベントが終わったらなくなるものに、そんなにお金をかけて良いのだろうか。そんな気持ちもよぎった。だが、もっと深く掘り下げるうちに大阪万博は単なる観光イベントではなく「未来社会の実験場」だということが見えてきた。例えば、会場内では脱炭素技術の活用や自動運転が使われている。これらは未来の暮らしの基盤になると思う。中でも私が注目したのは、「誰ひとり取り残さない」という理念である。大阪万博は発展した国の展示だけではなく、開発途上国への課題にも焦点を当てる。例えば安全な水を手に入れる技術や、安価で持続可能なエネルギー開発など人類全体の課題に向き合おうとしている。

それらを支えているのが私たちの税金であると考えると、そのお金に新たな意味が生まれてくる。税は単に「国が集めたお金」ではなく、「誰かの困難を解決するための力」でもあると思う。私たちはまだ納税の義務がない。けれど社会の一員として、「税がつくる社会」にすでに生きている。私はこの万博を通して「見えに税の意味」が少しずつ見えるようになってきた。教育も福祉も、未来への技術投資も、全ては人が人を支えるしくみとして税が土台にある。もっといえば税金は「信頼」で成り立っていると思う。自分の払ったお金が見えない誰かのために使われていることを信じる。その信頼こそが、社会をつなぐ見えない絆になるのだと私は感じる。大阪万博が終わった後、その会場には何が残るのか。もしかしたら建物ではなく、「未来を考える姿勢」や「見えないつながりの気づき」こそが本当の遺産になるかもしれない。

税金の使い道に疑問をもったことが、私にとっては「社会を見る目」を養うきっかけになった。これから時代、ただ支えられる側ではなく、支える側として税の重みと可能性を自分なりに考え続けたいと思った。



税金よもやま話

譲渡所得について ~基本のき~

確定申告の時期が近いということもあり、今回は主に不動産（土地や建物など）の譲渡所得について述べたいと思います。

譲渡所得とは、個人が所有する資産を譲渡（売却）することで得られる所得のことです。対象となる資産には、土地・建物・株式・ゴルフ会員権などが含まれます。計算方法や税率、特例制度、申告手続きなどを理解することで、適切な税務申告と節税が可能になります。

譲渡所得の計算式は以下の通りです。

譲渡所得 = 譲渡価格 - (取得費 + 譲渡経費) - 特別控除額

- 譲渡価格：売却によって得た金額。現金だけでなく、物品や権利などの時価も含まれます。
- 取得費：購入時の代金や登記費用、仲介手数料など。取得費が不明な場合は、譲渡価格の5%を取得費とすることができます。
- 譲渡費用：売却にかかった費用（仲介手数料、測量、立退料など）。

譲渡所得には「短期譲渡所得」と「長期譲渡所得」があり、不動産の所有期間によって区分されます。譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下なら短期、5年超なら長期とされ、税率が異なります。

- 短期譲渡所得：所得税・復興特別所得税 30.63% + 住民税 9% = 合計 39.63%
- 長期譲渡所得：所得税・復興特別所得税 15.315% + 住民税 5% = 合計 20.315%

また、一定の要件を満たすと特例制度が適用され、税負担を軽減できます。代表的な特例には以下のようないります。

- マイホームの譲渡 → 最大3,000万円の特別控除
- 収用による譲渡 → 最大5,000万円の特別控除
- 空き家の譲渡 → 最大3,000万円または2,000万円の特別控除
- 特定土地区画整理事業等 → 最大2,000万円の特別控除

これらの特例は、譲渡所得の金額から控除されるため、課税対象額を大きく減らすことができます。

譲渡所得が発生した場合には、確定申告が必要です。申告には、譲渡契約書、取得費の証明書類（契約書や領収書など）、譲渡費用の領収書などが必要となります。特例制度を利用する場合は、要件を満たしていることを証明する書類も添付する必要があります。

譲渡所得は申告分離課税が適用されますので、給与所得や事業所得など他の所得とは分けて税額を計算します。

譲渡所得の理解と適切な申告は、不要な税負担を避けるために非常に重要です。特に不動産の売却では、控除の適用漏れや取得費の計算ミスが税額に大きく影響するため注意が必要です。

最後に、

【ポイント1】

「購入時の金額がわかる契約書や領収書などが保管されているか？」

自ら購入した不動産の契約書や領収書はもちろんのこと、相続や贈与があった不動産についても、購入時の金額がわかる契約書や領収書などを引き継いでいないと、譲渡の際に多額の税負担を負う場合があります。取得費の証明は、重要なポイントです。

【ポイント2】

「特例制度の適用要件を満たすか？」

特例制度の適用要件を満たせば特別控除額により、譲渡所得を圧縮できます。各種特例制度の適用要件・添付書類をよく確認する必要があります。取得費が不明の場合でも、特別控除により譲渡所得を大きく圧縮できるケースも考えられます。

今回の内容は、あくまで「基本のき」です。上記以外にも、様々な論点があり検討が必要になる場合があります。時期に余裕をもって、税理士などに相談されることをお勧めいたします。

法人会の事業

10/16木

参加人数6名

第41回法人会全国大会 「高知大会」



第41回法人会全国大会が高知県民文化ホールで開催されました。羽田空港を飛び立ち、江の島上空でまさかのUターン! 大幅な遅刻となってしまいました。

10/17金

参加人数18名

藤沢西支部会員研修会 (+Guard)



医学博士・医療ジャーナリストの植田美津恵氏をお招きし、“からだのサインでわかる病気”と題し、研修会を開催しました。

また、研修会後の懇親会後には同会場で異業種交流会を開催しました。

10/29水

参加人数15名

藤沢法人会青年部会と平塚法人会 青年部会との合同交流会



恒例となっている平塚法人会青年部会との交流会は総勢31名参加のもと、平塚市総合公園内にあるバッティングパレス相石スタジアムひらつかで健康経営の一環でソフトボールとキックベースを行い、体を動かした後は、総合公園内にあるレストラン大原にて交流会を開催しました。

11/6木

参加人数38名

第12回藤法レディースアカデミー 第2講座(藤沢法人会館)



昨年に引き続き、東京地方税理士会藤沢支部の桂田由香税理士をお招きし、「年末調整での「年収の壁問題」対応のポイント」と題する研修会を開催しました。

11/7金

参加人数49名

茅ヶ崎三支部合同BBQ大会 (SunnyTable)



茅ヶ崎南、茅ヶ崎北東、茅ヶ崎北西支部の三支部合同のBBQ大会をラスカ茅ヶ崎屋上バーべキュー「SunnyTable(サニーテーブル)」で開催しました。

11/9日

参加人数41名

藤沢北支部日帰りバス旅行



藤沢北支部の日帰りバス旅行は雨天となっていましたが、静岡県伊東市に向かい、伊東温泉観光・文化施設の東海館や温州みかん狩りに行きました。

11/10日

参加人数22名

青年部会海岸清掃ボランティア(片瀬海岸西浜)



青年部会では毎年、海岸清掃のボランティア活動をしています。

11/11火

参加人数196名

「税を考える週間」協賛講演会
(茅ヶ崎市民文化会館小ホール)



「税を考える週間」協賛講演会にNKH大相撲解説者でお馴染みの舞の海秀平氏をお招きし、“夢は必ずかなう”と題し、講演会を開催しました。

11/21金

参加人数11名

第39回法人会全国青年の集い
「山梨大会」



第39回全国青年の集い「山梨大会」が、アイメッセ山梨で開催されました。

11/17月

参加人数20名

税務経営セミナー
(藤沢法人会館)



社会保険労務士の山下順子氏をお招きし、“経営者・担当者が知りたい年収の壁問題のポイント”と題する研修を開催しました。

11/19水

参加人数25名

藤沢西支部日帰りバス旅行



藤沢西支部の日帰りバス旅行はNHKで放送されている“べらぼう”の江戸たいとう大河ドラマ館、浅草周辺散策後、水上バスに乗船し、浅草からお台場海滨公園に行きました。

11/28金

参加人数25名

藤沢南支部研修会



メルシャン藤沢工場見学を開催しました。「国内製造ワイン」のすべて含めた生産量で日本一なのは神奈川県。その生産量を支えているメルシャン藤沢工場見学を開催しました。

11/30日

参加人数25名

藤沢北東支部日帰りバス旅行



藤沢北東支部の日帰りバス旅行は静岡県静岡市にある久能山東照宮、三保松原、エスパルスドリームプラザに行きました。

12/4木

参加人数40名

女性部会日帰りバス旅行



女性部会のバス旅行は出発を遅くし、日中は御殿場プレミアム・アウトレットでのお買い物と夕方からは御殿場高原時之栖でイルミネーションを見学しました。

12/5金

参加人数45名

第9回チャリティーゴルフ大会(芙蓉カントリー倶楽部)



総合順位

- 1位 小林謙一郎 氏 〈ホームプラザサンヨー株〉
- 2位 村岡 至 氏 〈つしま運輸有〉
- 3位 赤井 晓 氏 〈芙蓉観光株〉



女性の部優勝

- 1位 中川直美 氏 〈(株)グローブ企画〉

藤沢県税事務所からのお知らせ

法人の県民税・事業税の超過課税を実施しています

神奈川県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、中小法人のご負担に配慮しつつ、法人県民税は昭和50年、法人事業税は昭和53年から超過課税を実施しています。

令和7年11月以降の5か年においても、超過課税を実施させていただき、県民生活や企業活動に直結する喫緊の行政課題への対応に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

● 法人の県民税・事業税の超過課税の概要

1 適用期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用（5年間）

2 税率

法人県民税（法人税割）：1.8%（標準税率は1%）

法人事業税：特別法人事業税と合わせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるよう設定

※ 詳しい税率についてはこちらをご覧ください ►



3 中小法人に対する不均一課税

次の基準に該当する場合は、超過課税の対象となりません。

法人県民税（法人税割）：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人
法人事業税：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円（収入金額を課税

標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人

● 超過課税を活用して推進する事業

1 経済対策の推進

県内経済の基盤強化を図るため、生産性向上への支援や、人材確保への支援など経済対策に取り組みます。

- ・ 生産性向上に資する設備導入に対する支援
- ・ 働きやすい職場環境の整備など人材確保への支援

2 災害に強い県土づくりの推進

これまで「水防災戦略」に基づき進めてきた河川の整備等の大規模水害対策や令和7年3月に改定した「地震防災戦略」に基づく大規模地震対策など、災害に強い県土づくりに継続して取り組みます。

(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策

- ・ 「水防災戦略」に基づく河川の整備等の大規模水害対策
- ・ 治山施設・林道施設の整備・強靭化

(2) 地震・津波対策の一層の強化

- ・ 「地震防災戦略」に基づく減災対策
- ・ 電線の地中化など

(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備

- ・ トンネル、橋などの安全性向上

(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設や県立学校等の耐震改修

- ・ 災害時の避難所等の拠点として重要な役割を果たす県有施設、警察署、県立高校等

3 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

災害時における物資輸送や経済活動の早期再開に資するため、自動車専用道路や幹線道路の整備に継続して取り組みます。

- ・ 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

※ 活用事業・実績の詳細についてはこちらをご覧ください ►



お問合せ先は、

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県庁 電話 (045)210-1111 (代表)

■ 超過課税の仕組みに関するご質問について

総務局財政部税制企画課（内線2306）または最寄りの県税事務所

■ 超過課税の活用に関するご質問について

総務局財政部財政課（内線2266～2268）

第63回

「知つて得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢



教育訓練休暇給付金の概要

令和7年10月1日から実施された教育訓練休暇給付金は、労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に就業規則等に基づき連続した30日以上の休暇（1年を限度）を事業主と合意後に取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一一定割合を支給することで訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

支給要件	内 容											
対象者	*雇用保険の一般被保険者で在職中の方 ①休暇開始前2年間に12か月以上の被保険者期間があること ②休暇開始前に5年以上雇用保険に加入している期間があること *就業規則や労働協約等に規定された休暇制度を自発的に取得することを希望し、事業主の承認を得て30日以上連続した無給の休暇（1年が限度）を取得すること											
支給時期	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、職安で認定を受けた後に支給											
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額 （賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限があります）											
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日 <table border="1"> <tr> <td>加入期間</td> <td>5年以上10年未満</td> <td>10年以上20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>所定給付日数</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </table>				加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	所定給付日数	90日	120日	150日
加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上									
所定給付日数	90日	120日	150日									
留意点 / 労働者	*教育訓練休暇給付金を受給した場合、被保険者期間はリセットされます *社会保険加入の方は休暇中の社会保険料の支払いが必要です											
留意点 / 事業主	*解雇等を予定している労働者について虚偽の届出を行った場合、罰則の対象となります *職安から交付された書類は、速やかに対象労働者に交付すること *社会保険加入の方の休暇中の社会保険料の支払いが必要です											
対象講座	*学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校 *教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等 *職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの (司法修習、語学留学、海外大学院での修士号の取得等)											

【就業規則の規定例など】… 教育訓練休暇制度に関する一般的なポイント

制度の目的と方針：どのような人材育成を目指すのか、なぜ教育訓練休暇を設けるのかなど

*自発的に取得する教育訓練休暇であることを明示することが必要です

制度の内容：対象の訓練、休暇の対象者、期間、出欠・賞与・退職金の扱い、無給であることなど

*雇用保険の加入期間が5年以上の一般被保険者を含めた対象者を明示することが必要です

*少なくとも連続して30日以上取得できる休暇であることを明示することが必要です

*休暇を出勤扱いとする場合は、無休の休暇であることを明示することが必要です

申請・承認方法：事前承認制、上司・人事部の承認が必要などの社内ルールの整備など

就業規則などの整備・周知：新しい休暇制度を導入するには、就業規則に休暇の内容を明文化して労働者に周知し、労働基準監督署へ届出ることが法律で定められています

※業務命令ではない教育訓練に利用できる無給の休暇制度とは、教育訓練に使途を限定せず、使途を定めない休暇制度で教育訓練に利用可能であればサバティカル休暇制度等であっても差し支えありません。

※常時雇用する労働者が10人未満で就業規則の作成・監督署への届出義務がない事業所の場合は、就業規則を作成し教育訓練休暇制度を設けて周知したことを、事業主と労働組合等の労働者代表が申立書を作成し、就業規則と一緒に提出すれば就業規則の代替とすることができます。

教育訓練休暇の導入は必須ではありませんが、事業所の将来を見据えて、スキルアップやリ・スクリーニングに取り組もうとしている従業員の方の教育訓練や資格取得を応援するため、導入を検討されてはいかがでしょうか。

出典：厚生労働省のホームページ

支給要件や手続の流れ等の詳細は下記「教育訓練休暇給付金 | 厚生労働省」をご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

2026年 公益社団法人 藤沢法人会 生活習慣病健康診断のご案内

充実の内容を短時間で
受診頂けます(約2時間)

会員特別料金

健診日・健診会場：2026年3月5日(木)・9日(月) 藤沢商工会館ミナパーク(藤沢607-1)
2026年3月16日(月)・19日(木) 寒川総合体育館(寒川町宮山275)
2026年3月17日(火) 茅ヶ崎市民文化会館(茅ヶ崎1-11-1)

受付時間：9:30～11:00 (定期健康診断14:00～15:00) ※料金はすべて税込

コース名・検査項目	一般料金	会員特別料金	値引き額
総合コース Aコース + 超音波(腹部、胆・肝・脾・腎・脾5臓器) + 腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9)検査 + C型肝炎検査 喀痰検査を専用容器代のみで実施 500円	54,800円	39,000円	- 15,800円
Aコース 視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系 ・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・脾機能検査・ 糖代謝検査・高脂血症検査・高尿酸血症検査・ 血液検査・便潜血検査・眼底検査・眼圧検査・診察等	29,100円	22,900円	- 6,200円
Sコース Aコースの消化器系(胃部X線・便潜血) 検査を省略したコース	22,900円	18,100円	- 4,800円

協会けんぽ(全国健康保険協会)被保険者の方は上記会員特別料金より、さらに9,211円の補助が受けられます。
補助の対象は①総合コース、Aコースを受診(Sコース、基本定健は対象外になります)②35歳～74歳までの方となります。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

オプション検査	上記各コース受診の方に対し、 ご希望により行います(別料金)
アミノインデックス検査 1回の採血で複数のがんの可能性を評価 血液中のアミノ酸濃度からがんである可能性を評価します。	22,800円
Lox-index検査(脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクの検査) 動脈硬化に関する物質を測定し、将来的危険度を知ることが出来ます。(採血検査)	13,500円
頸動脈超音波検査 ※実施日 3月5日(木)、3月16日(月)、3月19日(木) 超音波画像により動脈硬化の状態がわかり、各疾患(脳卒中、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、狭心症、心筋梗塞、甲状腺等)の予防に役立ちます。	7,600円
女性健診(女性対象超音波検査) 乳房・下腹部(子宮・卵巣)を超音波で検査します。 (女性スタッフが行い下腹部の視診、触診はいたしません)	4,300円
マスト MAST48mix(アレルギー検査) 一度に36項目(48種類)のアレルギーの原因物質を見つけます。(採血検査)	15,400円
ABC検査(胃ガンリスク検査) ピロリ菌とペプシノゲン検査の結果から、胃がんのリスクを分類します。(採血検査)	4,700円
CYFRA(肺ガン腫瘍マーカー) 男性・女性問わず近年増加傾向の肺がんに有効です。(採血検査)	3,600円
前立腺腫瘍マーカー検査(PSA) 前立腺の異常に的を絞って反応し膀胱腫瘍等発見されます。(採血検査)	3,600円
甲状腺検査 血液中の甲状腺ホルモンバランスを検査	4,900円
NT-proBNP 心臓への負担を示す検査です。(採血検査)	2,900円
腸内フローラ検査 腸内細菌を可視化できる検査です(採便後、ご自分でポストへ投函) ※こちらの検査はお申込み後、取り消しや返金がお受けできませんので予めご了承ください	17,800円
女性用腫瘍マーカー検査(CA125, AC15-3) 乳がん、卵巣がん検査(採血検査) ※女性健診と一緒にご受診いただければ、より早期発見が可能になります。	3,300円



定期健康診断 3月5日(木)・3月19日(木)	一般料金→会員特別料金
基本定健 問診・身体測定・視力聴力検査・血圧測定 胸部X線・尿検査・血液検査等	10,200円→9,400円

※従業員・パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員のみの受診では認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。

★ 申し込み方法 別送の封書(12月ごろ到着)をご覧下さい

一般財団法人 全日本労働福祉協会

お申込み・健診料金等のお問い合わせ	検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ
TEL: 03-5767-1714 受付時間(平日): 9:00～12:00, 13:00～17:00	データ管理部 健康支援課 TEL: 03-5767-6162 受付時間(平日): 9:00～12:00, 13:00～16:30



おじゃました♪

会員訪問

vol.061 「株式会社湘南クロスタニン」さん

脳梗塞から奇跡の生還！「クロスタニンは命の恩人です」

茅ヶ崎市で「株式会社湘南クロスタニン」を経営する代表取締役の土屋操氏(79歳)。「前職のパナソニック社勤務の42歳の時に遺伝性の糖尿病を発症し、その治療中にクロスタニンに出会いました」。クロスタニンは、微細藻類の有効成分やキノコ類などの天然素材を基本材料とした、健康のための健康食品。

「半年で血糖値が下がったんです。これはすごい、私も困っている人を救いたい！」と一念発起し、翌年の平成2年2月、会社を辞めて、マイクロアルジェ(微細藻類)を開発した「株式会社」食品事業の代理店として独立しました。代理店となるためには、750万円分の実績が必要だったため、設立当初は資金繰りに苦労したそうです。「ありがたいことに、パナソニック時代の人脈で、わずか2ヶ月半で完売することができました。商品の良さが伝わって嬉しかつたですね。」

以来、「顧客満足度NO-1」をスローガンに、顧客との交流を大切にしながら、順調に事業を進め、令和5年度から全国500の特約店の中で、グループ販売実績第一位を達成しました。

「6年前になりますが、過度な飲酒と仕事、運動による慢性疲労が原因で脳梗塞を発症してしまいました……」と土屋代表。再起不能という深刻な診断結果が出ましたが、入院中の治療と並行して、クロスタニン製品を大量に摂取することで劇的に回復。「周囲の人も驚いていました。普通は1年かかる運転免許の再取得も、半年で果たせました。これもクロスタニンのおかげです」。

今も毎日ジムに通い、健康を維持している土屋代表。病気を克服した体験と「人助けをしたい」という強い理念のもと、健康な暮らしの大切さを伝え続けています。



▲平成2年2月、パナソニック社を退職し会社設立。



▲健康・サプリメントアドバイザー、中高老齢期運動指導士の土屋代表。

◆抗がん性の物質特許の有効成分を配合した“健康100歳”特許NO3295779号。

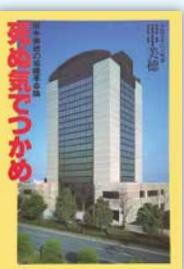


▲藻類やキノコ、植物エキスなどの成分を活かした多糖体複合食品。“ゴールド”(上)、“一生健康”(下左)、“ドナリエラ”(下右)。免疫力向上、血管細胞膜の強化、老化予防に。

▼“藻類DHA(カプセル)”。血流と血管柔軟性の改善に効果。



田中美穂氏の著書に記載を受け、独立を決意。



▼“ドナリエラ”的生産地、イスラエルの死海にて浮遊体験(2012年)。

「趣味は健康」。
健康アドバイス、
生活習慣病改善相談
などお気軽にどうぞ。



クロスタニンの専門店
安心・信頼 真心をこめて35年

株式会社湘南クロスタニン
神奈川県茅ヶ崎市ひばりが丘2-47-305
営業時間：9時～16時 ※土日祝休み
TEL 0467-87-1003
Mobile 090-1854-3368

税務会計顧問業務のサービス内容

定期的な訪問

- 毎月担当者が貴社を訪問し、会計資料の精査や税務面・経営面についてトータル的なアドバイスを行います。
- 帳簿の付け方や経理全般について一から実務指導を行います。
- クラウド会計の導入から導入後の実務をサポートいたします。

決算・申告業務

- 決算前に打合せをし、必要な対策を検討した上で決算予測や納税予測を行います。
- 月次決算の積み上げとして質の高い決算書及び申告書をスピーディーに作成します。
- 「中小企業の会計処理に関する指針」に準拠し、決算書類の信頼性確保と金融機関の評価向上に努めます。
- 「書面添付制度」の推進により、税務調査の省略化と簡略化を図ります。
- 決算完了後に決算説明会を開催し、決算内容のご説明と翌期の利益計画を行います。

ワンストップサービス

- 関連グループの専門性を集結し、高品質のサービスを提供いたします。

TAO 税理士法人 

 TAO 社会保険労務士法人

人事・労務に関するお悩み
給与計算



TAO 相続支援センター 

相続

湘南経理代行 株式会社

記帳代行
振込業務
経理に関わるアウトソーシング業務

 SPC Shonan Property Consultants
株式会社湘南財産コンサルタント

資産運用
保険

TAO 税理士法人 

藤沢事務所

TEL 0466-25-6008 FAX 0466-25-6968

営業時間 9時～17時(月曜～金曜) ※お客様のご希望に応じて時間外、土日祝も対応可能です。

所在地 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-1-15
藤沢リラビル2F・3F

渋谷事務所

TEL 03-3486-1161 FAX 03-3486-1162

営業時間 9時～17時(月曜～金曜) ※お客様のご希望に応じて時間外、土日祝も対応可能です。

所在地 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-6-20
第5矢木ビル4F



<https://www.tao.or.jp>



第372号 発行／公益社団法人 藤沢法人会 編集／広報委員会

〒251-0052 藤沢市藤沢86番地 ☎0466(22)6444
(25)2209 FAX(24)2100

<https://www.fujisawahojinkai.or.jp> E-mail:dai@fujisawahojinkai.or.jp